



申立て方針

目的

TSMC は、人権保護の実践に取り組んでいます。TSMC は、「責任ある企業行動に関する OECD 多国籍企業行動指針」(OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct) に基づき、人権デュー・ディリジェンスを推進し、潜在的な人権への影響を体系的に特定、予防および軽減します。このコミットメントを具体的に実践するため、TSMC は、人権救済の重要な措置として有効な申立てメカニズムを構築しています。

本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights) および「Accountability and Remedy Project」における申立てメカニズムの有効性原則に従い、法令遵守、アクセス可能性、公平性および透明性を備えた申立てプロセスを定めるものです。TSMC は、いかなる形態の報復、差別または抑圧行為に対してもゼロトレランスの姿勢をとり、ステークホルダーの権利が侵害された場合に有効な救済を受けられるよう確保します。

適用範囲

本方針は、TSMC の申立て窓口を通じて提出された事案に適用されます。対象者は、TSMC および子会社のすべての管理職および従業員、すなわち TSMC に雇用され、業務に従事し賃金または報酬を得る者、ならびに関係会社、関連会社、サプライヤー、請負業者、パートナー、顧客、地域社会等のステークホルダーです。

本方針が対象とする人権課題には、賃金および労働時間、健康と安全、雇用条件、職場における差別、汚染および化学物質、気候とエネルギー、生物多様性、プライバシー、セクシュアルハラスメント、性差別、製品有害物質管理、顧客の機密情報および個人情報保護等、各種人権課題が含まれますが、これらに限られません。

TSMC の人権関連方針

- 人権方針
- グローバル・インクルーシブ職場宣言
- 差別禁止・ハラスメント禁止方針
- 安全衛生方針
- プライバシー方針
- 情報セキュリティ宣言
- 責任ある人工知能方針
- 環境保護方針
- 気候変動宣言
- 生物多様性宣言
- 水宣言
- 持続可能な原材料方針

- 有害物質不使用方針
- サプライヤー行動規範
- サプライヤー・サステナビリティ基準
- サプライチェーン移住労働者管理方針
- 建設現場安全宣言

主な申立て窓口

TSMC は、ステークホルダーが人権関連事案を申し立てることができるよう、多様な申立ておよびコミュニケーション窓口を整備しています。主な窓口は以下のとおりです。

- **従業員申立てダイレクトチャネル**：従業員が職場関連の人権課題を申し立てるための窓口。
- **Supply Online 360 サプライチェーン従業員申立て窓口**：サプライヤー、請負業者およびその従業員がサプライチェーン関連の人権課題を申し立てるための窓口。
- **職業倫理違反行為通報システム**：ステークホルダーが事業上の誠実性、倫理規範または法令に違反する事案を通報するための窓口。
- **セクシュアルハラスメント申立処理委員会**：職場におけるセクシュアルハラスメント申立事案を処理するための機関。
- **ESG メールボックス**：ステークホルダーが環境、社会／人権およびガバナンスに関する課題を申し立てるための窓口。
- **その他の窓口**：上記以外の窓口を通じて申し立てられた人権関連事案。

申立て処理原則

TSMC は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、以下の 8 つの原則に基づき、ステークホルダーから信頼され、利用しやすく、有効な申立てメカニズムを構築します。

- **正当性**：人権に関する専門知識を有する従業員が担当し、制度化された設計により独立性を確保し、利益相反リスクを回避することで、信頼性のある申立て窓口を構築します。
- **アクセス可能性**：申立人の個人情報を適切に保護し、啓発および研修を通じて申立て窓口の運用方法および申立人の権利を積極的に説明します。また、多様なコミュニケーション窓口、多言語対応および報復防止メカニズムを提供し、ステークホルダーが支障なく利用できるよう確保します。
- **予測可能性**：申立て手続、適用対象および救済措置を公開し、申立人に対して当該メカニズムの権限および限界を説明することで、明確で理解しやすいプロセスを確保します。
- **公平性**：申立人の自主性を尊重し、必要な情報および発言機会を合理的に取得できるよう保障するとともに、処理過程においてそのプライバシーを保護します。
- **透明性**：申立人に事案の処理状況を通知し、その安全を確保することを前提として、申立事案に関する情報を匿名化した形で公開します。
- **人権基準への適合**：救済措置は国際人権基準に適合し、文化、地域およびジェンダーの差異を考慮するとともに、申立人との双方向のコミュニケーションを維持します。
- **継続的学習**：申立てメカニズムは、人権デュー・ディリジェンスの重要なツールです。事案の体系的分析、各方面からのフィードバック収集および有効性の定期評価を通じて、処理経験を制度改善の行動へと転換します。
- **エンゲージメントと対話**：調停およびコミュニケーションにより紛争を解決し、ステークホルダーの視点を取り入れ、申立てメカニズムを継続的に強化します。

申立て処理手続

- **ステップ1 – 受理：**

申立事案の受領を確認した後、受理可否を判断するため初期評価を行います。受理後、専任部門を指定して調査を実施します。専任部門は、規定に従い申立人に通知し、または必要に応じて申立人に連絡し、追加情報の提供を求めます。

- **ステップ2 – 調査：**

専任部門は事実を確認し、関連文書および資料を収集して、申立内容が成立するかを判断します。調査の結果、申立内容が成立しないと判断された場合は、理由を付して事案を終結します。

- **ステップ3 – 通知および処理：**

専任部門は調査結果に基づき適切な救済計画を策定し、規定に従って申立人とコミュニケーションを行います。

- **ステップ4 – 改善およびフォローアップ：**

和解調整、懲戒処分、管理改善、制度調整等を含む各種救済措置および是正措置を実施します。事案終結後も、改善効果を継続的にフォローアップし、類似事案の再発を防止します。

継続的改善

TSMC は、法規制の動向、国際的イニシアチブおよびステークホルダーからのフィードバックを継続的に注視し、本方針および管理実務を定期的に見直します。また、必要に応じて改訂および最適化を行い、人権申立てメカニズムの有効な実施を確保します。



魏哲家（シーシー・ウェイ） C.C. Wei
会長 兼 最高経営責任者
2026 年 7 月